

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四 五番地	桜井市大字大福一五五六番・一 五五七番合併ほか一筆
株式会社空土	奈良市水間町一二四番 地の一	奈良市水間町三七〇二番

二 認可年月日

平成三十年二月二日